

## 境界証明書交付申請部数の注意点について

国、県、市及び地方公共団体に準ずる組織へ提出する境界証明書の交付手数料は**免除**となります。また、仕事の依頼元が上記の組織であった場合、境界証明書の交付手数料は、**全て免除**となります。交付手数料が免除になる証明書がある場合には、交付部数から除いて記入をお願いいたします。

第7号様式 記入例

境界証明交付申請書	
平成19年 4月 9日	
郡山市長	
申請者	住所 郡山市朝日一丁目23-7 氏名 郡山 太郎 (登録番号) 電話 01-2345-6789 担当(郡山 次郎)
下記土地と市管理公共用地との境界は、別添図面のとおりであることを証明願います。	
公共物の種類	市道、法定外公共物、その他市有財産( )
申請土地所在	郡山市朝日一丁目23-7 地先
立会申請年月日	平成19年 4月 2日 No. 1
現地立会年月日	平成19年 4月 9日
目的	開発行為、土地分筆、地積更正
路線番号	12345号 EF1234-56
路線名	(種別)
交付部数	3部
備考	

交付部数は、手数料が発生する部数となります。

例：提出部数が国1部、県1部、本市道路維持課1部、農地課1部、申請人が3部の場合、部数は3部となります。

### 【根拠法令】

郡山市手数料条例第5条1項1号では、手数料の徴収について、以下のように規定しております。

第5条 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

- (1) 国又は地方公共団体から公務に関して必要とするため申請又は請求があった事務で、市長が当該事務に係る手数料の免除の必要があると認めるもの